

ゴルフ場乗用カート利用約款



津久井湖ゴルフ倶楽部

津久井湖ゴルフ倶楽部乗用カート利用約款

(本約款の目的)

第1条 この約款は、本倶楽部乗用カート（以下「カート」と称します）の利用に対する基準を定め、施設利用者及び施設就業者等の安全、並びに施設の保全を図り、かつ施設利用の充実を期することを目的とします。

(本約款の遵守)

第2条 カートの操作を行う者（以下「操作者」と称します）及び当該カートの同乗者（以下「同乗者」と称し、運転者及び同乗者を総称して「利用者」と称します）は、カート利用に関し、キャディ付プレー及びセルフプレーにかかわらず本約款を遵守する義務を負います。

(操作等の制限)

第3条 1. カート利用者は、係員のカート利用に関する指示に従ってください。
2. カートは本倶楽部施設以外で利用操作することは出来ません。

(安全操作義務)

第4条 1. 操作者は、カート運行に際し、周囲の状況に応じて当該カートの諸装置を確実に操作し、他の人身に対する危害及び、施設に対する損害を及ぼさないよう操作方法に充分注意して下さい。
2. 酩酊、その他の事由により正常な運転が困難な方は操作することが出来ません。

(走行場所)

第5条 1. カートは、所定のカート道路以外の場所で走行させないで下さい。
2. やむを得ない事情によりカートを所定のカート道路以外の場所で走行させる必要がある場合は、直ちにマスター室に連絡し、係員の指示に従ってください。

(操作上の注意)

第6条 操作者はカートの操作に際し、次の事項を遵守して下さい。
1. 操作開始前の注意事項
カート操作の開始は、必ず係員の指示に従ってください。
操作開始に際し、リモコン及びカート本体の諸装置（スタート・ストップボタン等）が正常に作動することを確認して下さい。
カートは人や物に反応しないので、発進に際しては前後の安全を必ず確認して下さい。

2. 走行中の注意事項

カート用道路の走行に際し、走行方法の表示（信号機・自動停止点・一時停止）があるときは、これにしたがって下さい。
カートは人や物に反応しないので、カート前後の安全を確認しながら操作して下さい。
カート用道路及び管理用道路が交差する場所は充分注意して下さい。

3. 停止位置に関する注意事項

カートは、斜面その他の不安定な場所を避けて停止して下さい。

(同乗者の注意事項)

第7条 操作者以外のカート利用者は、次の事項を遵守して下さい。

1. カートの走行装置（電源・プレーキペダル・スタート・ストップボタン等）には一切手を触れないで下さい。
2. カートの走行中は、常にアームレスト・アシストグリップ等に掴まって下さい。
3. カートの走行中は、カートから体・衣服・用具等がはみ出さないよう注意して下さい。
4. カートは人や物に反応しないので、走行中のカートの前を歩いたり、直前を横切ったりしないで下さい。
5. カートへの乗車は定員を守って下さい。

(利用の中止等)

第8条 カート利用者に次の事由がある場合には、当該利用者につきカートの操作を中止、あるいは施設の利用を中止していただくことがあります。

1. 操作者に操作の技術がないことが判明したとき。
2. カート利用者にこの約款あるいはその他の規定に反する行為があったとき。

(貴重品及び携帯品等の責任)

第9条 利用者は、カートに載せたゴルフ用品及び携帯品等は自らの責任で管理して下さい。破損・紛失・盗難等が発生した場合、当倶楽部は責任を負いかねます。

(事故の場合の責任等)

第10条 利用者は、自らの故意又は過失により、カートの利用に伴い、第三者（同乗者含む）の生命・身体・財産に危害を及ぼした場合、または、カート、当倶楽部の施設を毀損・滅失した場合、自らの責任でその損害を賠償しなければなりません。